令和４年度　着　　手
令和８年度　計画変更

県営中山間地域総合整備事業
事業計画変更概要書
（農地防災）

県　　名　　岐　阜　県

地　区　名　　揖斐川東部地区

変更後の揖斐川東部地区土地改良事業の概要

１．計画変更を必要とする理由

本地区は、特色ある地域農業や既存の交流施設を活かしながら、地域の抱える課題に対応し、持続的な営農を実現するため、本事業により用排水路・農地等の基盤整備を実施し、整備水準の維持・向上を目指している。

令和２年度の事業開始後、順次整備路線に対する現地精査、実施設計等が行われた。これにより農地防災での工法変更、事業量変更が必要となり事業費の増が発生し、計画変更の実施要件該当が確認されたことから計画変更を行う。

２．計画変更の内容

(1)主要工事計画

区分	変更前	変更後	増△減	増△減割合
地区面積	―	―		
受益面積	5.2ha	5.2ha		
主要工事計画				
農地防災	227m	260m	33m	14.5%
事業費	30,500千円	68,623千円	38,123千円	125.0%
工事費	24,700千円	61,438千円	36,738千円	148.7%
自然増			13,267千円	
その他(差金等)				
事業量			6,115千円	
工法変更			17,356千円	
内コスト縮減				
測試・他	5,800千円	7,185千円	1,385千円	23.9%
自然増			772千円	
その他(差金等)			△ 237千円	
事業量				
工法変更			△ 150千円	

(2)事業量変更

①当初計画では、始点より下流区間は、既設利用が可能であると判断していたが、詳細設計の現地踏査において、始点より下流間でも改修が必要な劣化が確認されたため、整備区間を下流に延長することにより、事業量が増加する。

(3)工法変更

①当初計画では、既設水路と同等のプレハブ水路での整備を計画していたが、詳細設計での断面検討において、プレハブ水路の最大流速が許容流速を上回った。また、プレハブ水路で最大許容流速以下に抑える場合、水路幅が下流接続水路幅より大きくなる。そこで、許容最大流速を満足し、下流接続水路と整合性がとれるフリューム水路を採用することにより増額となる。また、フリューム水路への変更に伴い、当該エリアの軟弱地盤による沈下を防止するため、基礎工に沈下対策を追加することにより増額となる。

(4)事業費変更

事業費変動率＝(事業費増減－(自然増＋その他＋コスト縮減))／変更前事業費

＝(38,123-(13,267+772+△237))/30,500=79.7%

(5)工期変更　令和4年度～(令和8年度)令和9年度

令和４年度　着　　手
令和８年度　計画変更

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

揖斐川東部　地区

（農地防災）

第１章　　目　的

本地区では、根尾川の支川である管瀬川や府内川の周辺を中心に稲作が取り組まれていると共に、養鶏、養豚が盛んで、シイタケや茶、富有柿などの特産品の栽培も盛んである。

しかしながら、農業従事者の高齢化進行により、従来と同様のスタイルでの営農を継続することが困難となり始めている。特に、各所における生産基盤施設機能の不備は、高齢者が主体とならざるを得ない地域営農に対して様々な障害をもたらしている。用排水施設の老朽化に伴う維持管理の増加は、営農意欲の減退へと波及することが懸念されている。

このような状況を改善するために、本事業による農業生産基盤の整備を実施し、地区内関係者が、農業を介在しながら自然・歴史・文化等の地域資源を活用したふるさとづくり、寺院等の観光資源を活かした観光推進による地域づくりを目指す。

第２章　　地域の所在及び現況

１．地域の所在

揖斐郡　揖斐川町　谷汲深坂

２．土質及び土壌

土壌：泥炭土壌(A3)

３．気　象

気候は、内陸性気候に属している。夏期においては、真夏日になることは少なく、降水量も多い。冬期は、積雪量が多い。年平均気温は約 15℃、年間総量は約 2,500㎜ である。

４．水利状況

木曽川水系根尾川の支川である管瀬川及びその支川である高祖谷、名礼谷、府内川から、地区内のかんがいを行っている。

５．営農状況

管瀬川及びその支川である高祖谷・名礼谷や府内川周辺に広がる山間地を中心に、水稲や養鶏、養豚が盛んで、シイタケや茶、富有柿が特産品として栽培が推進されている。地産地消や 6 次産業化に向けた取り組む活動も推進している。

６．地域環境の概況

本地区は、伊吹山をはじめ1,000mを越える急峻な山々がそびえ、地区内の約9割が山林となっている。このような豊かな森林から、木曽三川の一つである揖斐川の清流が生み出され、アユ、アマゴ、イワナなどの清流魚が生息している。

第３章　　基本計画

１．事業面積

用　途	現　況（ha）	計　画（ha）
田	(5.2) 5.2	(5.2) 5.2
畑	－	－
道水路・その他	－	－
計	(5.2) 5.2	(5.2) 5.2

（面積根拠　農地台帳より算定した面積）

２．土地利用計画

本地区は水稲を中心として作付けを行っている。

３．主要工事計画

区　分	名　称	数量	単位	備　考
農地防災	深坂排水	(227) 260	m	(HPLB900×1200) (HPLB900×1500) (ポリエチレン管D1500) ﾌﾘｭｰﾑ水路900×1200、 ﾌﾘｭｰﾑ水路900×1500、 ポリエチレン管D1000×2

４．工期

令和4年度～(令和8年度)令和9年度

５．環境配慮等

・土工実施に伴う下流水域への土砂流出を抑制するため、必要に応じ沈砂池等を設ける。

・整備を実施するにあたり、水路内での生物生息が顕著に見受けられる場合は、必要に応じ近隣の河川、水路等へ避難させる。

・法面部分が発生する場合は、適切な緑化を施し、周辺環境との調和を図る。

第４章　　工事又は管理の要領

排水路工　　１箇所
(0.2)0.3 ㎞

本工事は、県営事業として一般競争入札により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業　揖斐川東部地区の施設の内、農地防災施設を揖斐川町に譲与し、揖斐川町は適切に当該施設の維持管理を行う。

第５章　　換地計画の要領

該当無し

第６章　　費用の概算

区　分	施設区分	工事費(千円)
深坂排水	排水	(30,500) 68,623
工事雑費		(700) 1,578
事務費		(1,560) 3,511
総事業費	計	(32,760) 73,712

第７章　　効　　用

区　分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	(2,569) 3,957	(3,299) 4,397
農業の持続的発展に関する効果	－	－
農村の振興に関する効果	－	－
多面的機能の発揮に関する効果	－	－
その他効果	(405) 787	－
計	(2,974) 4,744	(3,299) 4,397

項目	値
総費用(千円)	(42,514) 94,270
総便益額(千円)	(61,615) 120,543
総費用総便益比	(1.44) 1.27
総所得償還率(%)	－
増加所得償還率(%)	－

第８章　　換地区の設定

設定無し

第９章　　他の事業との関係

該当無し

第 10 章　　計画概要図

別　添

県営土地改良事業

（県営中山間地域総合整備事業　揖斐川東部地区）

における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1　事業費の負担区分の予定

	事業費（千円）	事務費（千円） （工事雑費含む）	計（千円）
国庫負担	(55%) 55%	(-) -	
	(16,775) 37,742	(-) -	(16,775) 37,742
県費負担	(30%) 30%	(100%) 100%	
	(9,150) 20,588	(2,260) 5,089	(11,410) 25,677
町負担	(15%) 15%	(-) -	
	(4,575) 10,293	(-) -	(4,575) 10,293
地元負担	(-) -	(-) -	
	(-) -	(-) -	(-) -
計	(100%) 100%	(100%) 100%	
	(30,500) 68,623	(2,260) 5,089	(32,760) 73,712

国庫負担、町負担、地元負担は端数切捨て、端数調整は県費で行う。

2　土地改良法第 91 条第 6 項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の揖斐川町は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 91 条第 6 項の規定により、当該町が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和 33 年条例第 4 号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3　土地改良法第 91 条第 2 項の規定による地元分担金の納入方法

該当無し

4　地元負担の予定基準

該当無し

5　特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の工事の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第 91 条の 2 の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。